

～DVは犯罪です！1人で
 悩まず、相談しましょう～

■DVとは？

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、夫婦や恋人同士などの“親密な関係にあるパートナーからの暴力”のことです。ここでいう「暴力」には、「**身体的暴力**」、「**精神的暴力**」、「**性的暴力**」、「**経済的暴力**」などがあります。見逃してはいけないことは、「DVの加害者は「暴力」という手段や方法を意図的に選択している」という点です。相手に何かを伝えようとするとき、たとえば夫婦や交際相手だからといって、暴力が正当化されて良いわけではありません。**暴力は、どんな状況においても「犯罪」です。**

■女性が被害に遭いやすい？

「DV防止法(配偶者暴力防止法)」では被害者を女性に限定していませんが、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合が女性です。内閣府の調査(2014年)によると、現在の日本では女性の4人に1人が暴力を受けた経験があり、10人に1人は執拗な暴力を受けたことがある、とされています。

■DV防止への取り組み

「DV防止法」はこれまでに3度改正が行われており、3度目の改正では配偶者だけではなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力および被害者についても法の適用とされるなど、DVに関する制度は着実に整備されつつあります。



女性生活相談(村民相談室内)へご相談ください！

DV、ストーカー被害、日々の生活の中での、心配事や悩み事などは、1人で悩まずに、周りの人や相談機関にご相談ください。

【問い合わせ】村民相談室 ☎287-0863

東海村自然調査員 presents
自然調査最前線！！



【東海村のタガメ】

動物部門 井上 尚武

「タガメ(カメムシ目コオイムシ科)」は全国的に農薬の普及などで個体数が激減した、肉食性の水生昆虫です。ところが近年、県内の数か所で発見されるようになりました。しかし、まだどの地域でも見られるわけではありません。「茨城県版レッドデータブック2016年改訂版」においても準絶滅危惧種に指定されています。そんなタガメが、東海村でもついに発見されました。



タガメ

左写真の個体は、2015年7月12日の夜間、須和間にて、明るい照明に飛来していた個体です。見つけたときは一瞬目が疑い、「誰かがペットショップで購入したものが飼育中に逃げ出したのではないか」と思いました。しかし、ひたちなか市や日立市で似たような採集や目撃例があったこと、また茨城町の有機農法の水田でイネの葉についた本種の卵が見つかったことなどから推定して、このタガメは、村内に生息していた個体ではないかと思えます。村内には昔ながらのため池もあるため、どこかで少数の個体が生き残っていたと考えられます。

■問い合わせ 生涯学習課文化財・芸術文化担当
 (☎282-1711 内線1423)

国民年金
 だより
「追納制度」と「後納制度」



■免除された保険料を追加で支払える「追納制度」

老齢基礎年金の年金額を計算する際、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となりますが、免除等の承認を受けた期間の保険料を後から納付(追納)することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。納付した保険料は所得税・住民税の社会保険料控除になります。追納の際には次の点にご注意ください。

▽追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間(例えば、平成29年5月末時点で、平成19年5月分以降が納付可能)に限ります。

▽納付は原則として、免除等の承認を受けた期間のうち、古い期間からの納付となります。

▽保険料の免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算し、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされるため、早めの追納をおすすめします。

■保険料の納め忘れのある方へ「後納制度」

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。これにより、年金額が増えたり、納付期間の不足で年金を受給できなかつた方が受給資格を得られる場合があります。

■問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004、水戸北年金事務所 ☎231局2283